

安城市出産応援ハンドブック協働発行业に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、安城市広告掲載等実施要綱に基づき、「安城市出産応援ハンドブック」（以下「冊子」という。）協働発行业に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「協働発行业」とは、協働で冊子を製作し、無償で提供する者をいう。

2 この要領において「広告主」とは、協働発行业が募集し、製作する冊子に広告を掲載する者をいう。

(冊子の配付)

第3条 冊子は、母子健康手帳の交付時等に配付する。

(募集方法)

第4条 協働発行业の募集は、安城市公式ウェブサイトに掲載して行う。

2 募集期間及びその他の募集について必要な事項は、別に定めるものとする。

(協働発行业の申込み)

第5条 協働発行业になることを希望する者は、安城市出産応援ハンドブック協働発行业申込書（様式第1）及びその他必要な書類を安城市に提出するものとする。

(協働発行业の選定等)

第6条 安城市は、前条の規定による申込みがあったときは、提出された書類の内容について審査を行い、協働発行业一者を選定する。

2 前項による選定の結果は、選定結果通知書（様式第2）により通知するものとする。

(協定の締結)

第7条 安城市は、前条第1項の規定により選定した協働発行业と、事業内容について協議のうえ、協定を締結するものとする。協定期間は協定締結の日から令和12年3月31日までとする。

(協働発行业の責務)

第8条 協働発行业は、広告主を募集する場合には、自らが広告の募集者であることを明確にし、安城市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう

に十分配慮しなければならない。

- 2 協働発行者は、冊子に広告を掲載する場合は、広告主の募集等、広告掲載に係る一切の作業を行うものとする。
- 3 協働発行者は、広告主を募集するに当たって、広告主に対し十分な説明を行うものとする。
- 4 協働発行者は、冊子の仕様について事前に安城市と協議しなければならない。
- 5 協働発行者は、広告に関する苦情及びその他問題が発生したときは、安城市と協力して誠意をもってすみやかに解決に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は安城市が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年11月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年9月4日から施行する。